

## 平成29年第3回池田町教育委員会定例会 会議録

池田町教育委員会会議規則（昭和31年10月8日教育委員会規則第3号）第19条の規定により以下のとおり調製した。

### 1、開会及び閉会に関する事項

開会日時	平成29年	3月17日（金）	午後	3時00分
閉会日時	平成29年	3月17日（金）	午後	3時50分
開催場所	池田町田園ホール 2階フリールーム			

### 2、出席委員の氏名

加 賀	学	（教育長）
佐 藤	敏 昭	（職務代理者）
塩 谷	吉 広	（委 員）
杉 山	知 子	（委 員）
鈴 木	良 子	（委 員）

### 3、委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

天 野	和 則	（教育課長）
永 田	尚 志	（教育課主幹）
伊 倉	将 光	（指導主事）
赤 松	真 哉	（教育課学校教育係長）

### 4、議題及び議事の概要

報告第 3 号	平成28年度池田町文化賞・スポーツ賞等の被表彰者について
報告第 4 号	学校職員採用に係る内申について
報告第 5 号	補助教職員臨時的任用に係る内申について
報告第 6 号	平成29年度学級編制について
議案第 4 号	池田町郷土資料館条例施行規則
議案第 5 号	教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
議案第 6 号	池田町立小中学校教職員人事について

5、議題となった動議を提出した者の氏名 ..... な し

6、質問又は、討議をした者の氏名及びその要旨 ..... な し

7、議 決 事 項 .....

議案第 4 号	池田町郷土資料館条例施行規則	.....	原案可決
議案第 5 号	教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	.....	原案可決
議案第 6 号	池田町立小中学校教職員人事について	.....	原案可決

平成29年第3回 池田町教育委員会定例会 会議録詳細

加賀教育長	<b>1 開 会 (15:00)</b> ただいまから、平成29年第3回定例会議を開会いたします。
加賀教育長 各委員	<b>2 会期の決定</b> 会期は本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。 異議なし
加賀教育長	<b>3 議事録署名委員指名</b> 本日の会議の会議録署名委員として佐藤委員を指名いたします。あわせて、 会議録調製員として教育課学校教育係長を指名いたします。
加賀教育長 事務局 加賀教育長	<b>4 議事録報告及び承認</b> 前回の議事録を事務局より報告させます。 平成29年第2回定例会議の概要を報告。 報告を受けた内容でよろしいでしょうか。疑義が無ければご承認して いただいたものといたします。前回指名した鈴木委員に署名をお願いします。  — 鈴木委員により署名が行われる —
加賀教育長 加賀教育長 各委員 加賀教育長	<b>5 行政報告</b> 平成29年2月15日(水)から平成29年3月16日(木)の行政報告を おこなう。 ただいまの行政報告に何か質問があれば、お受けいたします。 なし。 無いようですので、行政報告を終わります。
加賀教育長 各委員 加賀教育長	<b>6 議 事 等</b> これより議事に入ります。 報告第3号から報告第6号については、個人情報に関する案件ですので、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非 公開として進めたいと思いますが、宜しいでしょうか。 了解。 では、報告第3号から報告第6号については、非公開として進めます。 (非公開の審議)
加賀教育長	—非公開終了— 続いて、議案第4号 池田町郷土資料館条例施行規則を議題といたします。

事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第4号 池田町郷土資料館条例施行規則について、説明いたします。議案書 19 ページ、参考資料 11 ページです。はじめに池田町郷土資料館は、平成 29 年 5 月 1 日開館を予定しています。開館にあたり、昨年 11 月の教育委員会議において、池田町郷土資料館条例についてご協議いただき、12 月定例町議会において、議決しているところです。郷土資料館では、町の歴史や生活などに関する資料を保存、公開し、町民の教育や文化等の発展に寄与することを目的としております。5 月の開館にあたり、開館日等の詳細について定める必要があることから、池田町郷土資料館条例第 10 条の規定に基づき同条例施行規則を定めるものです。</p> <p>それでは規則の内容についてご説明します。第 1 条で、この規則は条例の施行にあたり必要な事項定めるものとしております。第 2 条で、休館日を定めています。休館日は毎週金曜日と土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、さらに冬期間であります 11 月 1 日から 4 月 30 日までと定めています。また、5 月 1 日以降の開館日は、日曜日から木曜日の 5 日間となりますが、必要な場合は、臨時に開館や休館をすることができます。第 3 条開館時間は、午前 10 時から午後 4 時までですが、必要な場合は時間の延長や臨時に変更することができます。第 4 条で利用者の遵守事項を定め、第 5 条で破損等の届け出について定めています。補則で、必要な事項は教育委員会が別に定めるとしてあり、開館にあたり、定めが必要な場合は、別に定めま</p> <p>す。</p> <p>最後に附則であります。条例が開館日である 5 月 1 日を施行日としていることから、本規則につきましては、平成 29 年 5 月 1 日からとするものです。</p> <p>以上よろしくご審議ください。</p>
加賀教育長	<p>議案第 4 号に対する質疑を行います。質疑のある委員からの発言をお願いします。</p>
鈴木委員	<p>開館初日にイベントなどを検討しているか。</p>
事務局	<p>5 月 1 日 10 時に開館するが、その前にイベント開催を検討している。</p>
加賀教育長	<p>その他ありますか。</p>
各委員	<p>なし</p>
加賀教育長	<p>質疑が無いようですので、議案に対する質疑を終了し、原案のとおり可決することでご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>了承</p>
加賀教育長	<p>議案第 4 号は、原案のとおり可決いたします。</p>
事務局	<p>続いて、議案第 5 号 教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。事務局より説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第 5 号 教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、説明いたします。議案書 20 ページ、参考資料 12 ページから 13 ページです。</p>

	<p>教育機関の職員の職の設置に関する規則により、法令や条例等に定めるものを除き、必要な事項を定めています。第2条の定義で、教育機関を定めており、新たに条例を定めたことから池田町郷土資料館を加えるものです。また、第3条で教育機関の職員の職を定めており、これら職員の職務について別表で定めておりますので、郷土資料館に館長と技師を配置するものです。この規則改正につきましても、平成29年5月1日を施行日としています。</p> <p>以上説明を終わります宜しくご審議下さい。</p>
加賀教育長	<p>議案第5号に対する質疑を行います。質疑のある委員からの発言をお願いします。</p>
各委員	<p>なし</p>
加賀教育長	<p>質疑が無いようですので、議案に対する質疑を終了し、原案の通り可決することでご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
加賀教育長	<p>議案第5号は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次の議案6号については、個人情報に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開として進めたいと思いますが、宜しいでしょうか。</p>
各委員	<p>了解。</p>
加賀教育長	<p>では、議案第6号については、非公開として進めます。</p> <p><b>(非公開の審議)</b></p> <p>—非公開終了—</p>
	<p><b>7 その他</b></p>
加賀教育長 事務局	<p>以上で、議事を終わり、その他に入ります。</p> <p>—池田町社会福祉協議会評議員の決定について—</p> <p>—池田町事務局職員の人事について—</p> <p>—今後の日程について—</p>
	<p><b>8 閉 会 (15:50)</b></p>
加賀教育長	<p>以上で、平成29年第3回定例会議を閉会いたします。</p>